

### アセットオーナー・プリンシブルの受入れについて

ライオン企業年金基金(以下、「当基金」という。)は、加入者及び受給権者の最善の利益を勘案して、年金資産を運用する責任(フィデューシャリー・デューティー)を果たしていく上で有用と考えられるアセットオーナー・プリンシブルの趣旨に賛同し、本プリンシブルにおける全ての原則を受け入れます。

**原則1.** アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、加入者及び受給権者に対して定められた給付を将来にわたり確実に行うことの目的として運用を行い、その目的に即した運用目標及び運用方針を「年金資産運用に関する基本方針」として定めています。

「年金資産運用に関する基本方針」は、資産運用委員会での審議を経たうえで、理事会・代議員会における意思決定手続きに従って策定し、策定諸条件の変化があった場合は必要に応じて見直しを行います。

**原則2.** 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、運用目標・運用方針に照らして必要な人材の確保などの体制整備を行い、その体制が適切に機能するよう取り組みます。

また、知見の補充・充実のために、資産運用コンサルタントをはじめとした外部の知見の活用を図ります。

**原則3.** アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、運用目標の実現を図るため、運用方針に基づき、運用方法の適切な選択、投資先の分散、適切なリスク管理、最適な委託先の選定を行うとともに、必要に応じて委託先の見直しを行います。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、重要なステークホルダーである加入者及び受給権者に対して、毎年度の運用状況や財政状況等について情報提供を行います。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、企業年金スチュワードシップ推進協議会へ加入し、協働モニタリング活動を通して、投資先企業の企業価値の向上に寄与し、中長期的な投資リターンの拡大を図ります。